

## 第26回豊中市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和7年8月27日（水）午後4時00分から午後4時30分

2. 開催場所 第一庁舎2階大会議室

3. 出席委員 （14人出席、1人欠席）

【会長】 辻 博美

【委員】 今井 清 伊山 雅子 浦野 芳博 川上 幸雄

住田 英二 高島 邦子 中尾 祐子 西本 健一

伏田 清実 半田 益宏 松尾 眞一 光久 修平

山本 隆史

【欠席委員】 中尾 常雄

### 4. 議事日程

報告第75号 農地法第5条の規定による転用届出（専決分）について

報告第76号 租税特別措置法第70条の6第1項の規定による継続証明について

報告第77号 生産緑地の買取り申出に係る斡旋協力について

その他

### 5. 農業委員会事務局職員

事務局長 山本 貢司 副主幹（書記） 渡辺 和彦 書記 多田 和子

### 6. 会議の概要

山本局長 ただ今から第26回豊中市農業委員会を開会します。豊中市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行は社会長にお願いいたします。

議長 ただ今から第26回豊中市農業委員会を開会します。  
本日は中尾常雄委員から欠席の連絡が入っています。14名の委員が出席され、定足数に達していますので、本委員会は成立しています。  
議事録署名委員について、慣例により出席委員の中から名簿順に、伊山委員と浦野委員を指名します。  
次に、本日の議事日程を事務局から報告します。

渡辺書記 <議事日程を報告>

議長 次に、本日の資料の確認が事務局からあります。

渡辺書記 <資料の確認>

議長 それでは、ただ今から審議に入ります。  
日程第1、報告第75号、農地法第5条の規定による転用届出の専決分についてです。  
1番について、中尾祐子委員から報告願います。

中尾祐子委員 1番について報告します。  
譲渡人は、箕面市の●さん、譲受人は、和泉市の●さんです。  
本件の場所は東泉丘●丁目で、7月31日に現地調査を行いました。  
地番、地目、面積、転用目的は議案書に記載のとおりで、異議ないものと見てまいりました。  
以上、報告します。

- 議長 　ただ今の報告に基づいて、8月14日に受理通知書を発行したものです。  
次に、日程第2、報告第76号、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による継続証明です。  
本件は、農地の相続税の納税猶予を受けておられる方が、農地の利用状況について、3年ごとに税務署へ提出するために必要な証明です。  
1番について、山本委員から報告願います。
- 山本委員 　1番について報告します。  
農業相続人は柴原町●丁目の●さんです。  
適用農地は柴原町●丁目、地番、地目、面積は議案書に記載のとおりです。  
7月22日に現地調査を行い、利用状況欄に記載のとおり作付けをされており、適用農地について耕作されていることを確認しましたので、報告します。
- 議長 　ただ今の報告に基づいて、8月5日に証明願を発行したものです。  
2番について、事務局から報告願います。
- 渡辺書記 　2番については社会長の担当エリアですので、事務局より報告します。  
農業相続人は走井●丁目の●さんです。  
適用農地は走井●丁目、地番、地目、面積は議案書に記載のとおりです。  
8月6日に現地調査を行い、利用状況欄に記載のとおり作付けをされており、適用農地について耕作されていることを確認しましたので、報告します。
- 議長 　ただ今の報告に基づいて、8月19日に証明願を発行したものです。  
3番について、事務局から報告願います。
- 渡辺書記 　3番についても社会長の担当エリアですので、事務局より報告します。  
農業相続人は走井●丁目の●さんです。  
適用農地は走井●丁目、地番、地目、面積は議案書に記載のとおりです。  
8月8日に現地調査を行い、利用状況欄に記載のとおり作付けをされており、適用農地について耕作されていることを確認しましたので、報告します。
- 議長 　ただ今の報告に基づいて、8月22日に証明願を発行したものです。  
次に、日程第3、報告第77号、生産緑地の買取り申出に係る斡旋協力についてです。  
事務局から説明願います。
- 渡辺書記 　今般、議案書に記載のとおり生産緑地の買取り申出が1件あり、市長は買取りの可否について検討した結果、買取らない旨の決定がなされました。  
この結果、市長から当委員会に対し、令和7年8月21日付けで、当該生産緑地において、農業に従事することを希望する者が、これを取得できるよう斡旋の協力要請がありましたので、各委員におかれましては、農業従事者で取得を希望される方がおられましたら、事務局までご連絡をお願いします。土地の詳細につきましては、事務局までお問い合わせください。  
では、詳細について説明します。  
買取申出日は令和7年7月3日、土地の所在地は柴原町●丁目、地目は畑、面積は公簿で1,461㎡で1筆、桜井谷共同墓地柴原霊園の東南、約60メートル、徒歩1分のところに位置しています。報告期限につきましては、9月24日（水）です。

議 長 　ただ今の事務局の説明どおり、本件農地の取得を希望される農業者がおられましたら、期限までに事務局までご報告いただきますようお願いいたします。

次に、その他案件としまして、事務局からの報告をお願いします。

渡辺書記 　＜配布資料の説明＞

議 長 　ただ今の説明について、ご意見、ご質問などはございませんか。

＜異議なしの声＞

議 長 　次に、次回の農業委員会の日程について事務局から説明をお願いします。

多田書記 　次回の委員会の日程ですが、9月26日（金）に開催したいと考えております。

開会は午後4時で、場所は地域共生センター3・4会議室です。

現地調査は午後2時30分からとし、調査班は住田委員と松尾委員ですが、農地法第3条許可申請が提出された場合のみ実施します。

以上の日程で行いたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長 　ただ今の説明のとおり、決定してよろしいでしょうか。

＜異議なしの声＞

議 長 　それでは、次回の農業委員会と現地調査は、9月26日（金）に決定しました。

これで本日予定しておりました案件は全て終了いたしました。これをもちまして、本日の委員会は閉会します。ありがとうございました。

以上